



詳細①

厚生労働大臣が定める疾病などは以下の疾患または状態が対象になります。

- ・末期の悪性腫瘍
- ・多発性硬化症
- ・重症筋無力症
- ・スモン
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症
- ・ハンチントン病
- ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患

(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る))

- ・多系統萎縮症

(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群)

- ・プリオン病
- ・亜急性硬化性全脳炎
- ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態及び急性増悪期の場合

※赤字は平成24年4月から追加で対象となった疾患

これらの疾患および状態の療養者への訪問看護は介護保険や障害者自立支援法の対象であっても医療保険から受けることになります。